

販売用愛玩動物用飼料の成分規格等

1 成分規格

分 類		物質等	上限値(μg/g)
添加物		エトキシキン・ジブチルヒドロキシトルエン(BHT)・ブチルヒドロキシアニソール(BHA)	150(合計量)犬用にあつては、エトキシキン75μg/g以下
		亜硝酸ナトリウム	100
農薬		クロルピリホスメチル	10
		ピリミホスメチル	2
		マラチオン	10
		メタミドホス	0.2
		グリホサート	15
汚染物質	かび毒	アフラトキシンB ₁	0.02
		デオキシニバレノール	2(犬用), 1(猫用)
	重金属等	カドミウム	1
		鉛	3
		砒素	15
	有機塩素系化合物	BHC(α-BHC,β-BHC,γ-BHC及びδ-BHCの合計量)	0.01
		DDT(DDD及びDDEを含む)	0.1
		アルドリン・ディルドリン(合計量)	0.01
		エンドリン	0.01
	その他	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド(合計量)	0.01
メラミン		2.5	

2 製造の方法の基準

分 類	物質等	基 準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない

注:これ以外の事項であっても愛玩動物の健康が害されることを防止するため必要があれば、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて、当該愛玩動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

3 表示の基準

- ・販売用愛玩動物用飼料の名称
- ・原材料名
- ・賞味期限
- ・製造業者、輸入業者及び販売業者の氏名又は名称及び住所
- ・原産国名

愛玩動物の範囲の検討

1. 経緯

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の「愛がん動物」については、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令により、犬及び猫が指定されている。

これは、愛玩動物用飼料の出荷量に占める種類別の割合において犬猫が大多数を占めていたこと及び国民意識調査において飼料の安全性を確保するために規制が必要なペットは犬猫であるとの回答が大多数を占めていたことによる。

一方、法制定時の審議において、「愛がん動物」の範囲を犬猫以外にも拡大することについて検討を行うこととされていたことから、法施行後の状況等について平成23年度に有識者による検討を行った。

2. 検討結果

（1）犬猫以外のペットフードに対する法規制の必要性

- 犬猫以外のペットフードは流通量も少なく、有害物質や有害微生物等の「安全性」の問題での健康被害はほとんどない
- 主にペットフードの選び方や取扱い方法が原因による健康被害や、別のペットフードへの切り替えによる体調不良が多い
- 犬猫以外の小動物については、法規制の判断材料となる科学的根拠が確認されていない
- 業界団体において表示の自主ルールを策定

以上を踏まえ、現時点では法による犬猫以外のペットフードに対する規制の必要性は低いと考えられるが、今後も継続的に情報を収集していくことが重要である。

（2）適正飼養の普及推進

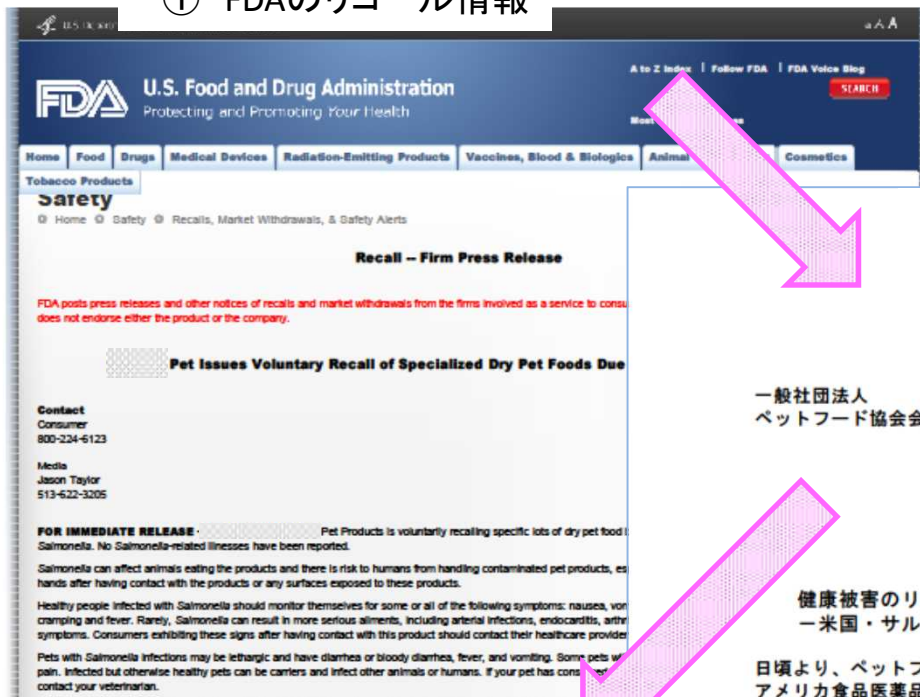
ペットの健康を守るためには、飼養者がペットに関する適切な知識を有し、適切にペットフードを取り扱うことが大切なため、動物愛護管理法に基づく適正な飼養管理についての普及啓発を継続して実施していく必要がある。

リコール情報の提供

Recalls, Market Withdraw

① FDAのリコール情報

to Possible Health Risk



② PF班から業界宛事務連絡

事務連絡
平成

一般社団法人
ペットフード協会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課
課長補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）

健康被害のリスクがある輸入ペットフードの自主回収情報
－米国・サルモネラ汚染関連・情報提供・続報－

日頃より、ペットフードの安全性の確保にご尽力いただき感謝いたします。
アメリカ食品医薬品局（FDA）の平成 付け公表による自主
回収情報をお知らせします。FDAの公表のポイントは次のとおりです。

③ 業界HPにて情報提供



- ・平成 及び 付けで当方よりお知らせした、サルモネラ汚染リスクの自主回収の対象製品、賞味期限ともに拡大
- ・なお、日本でも通信販売による取扱いがある旨、前回に続いて記載されています。

●自主回収の対象製品●

製造者： 社（米国）

対象ブランド：①
②
③
④
⑤

リコール情報検索結果一覧 | リコール情報サイト | 消費者庁

④ 取扱業者から消費者宛お知らせ

平成

お客様各位

お詫びと自主回収のお知らせ

拝啓 早春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
さてこの度、製造元のアメリカ 社より下記商品からサルモネラ菌が
検出された旨、連絡がございました。

「キャットフード 1kg」
（平成 ）

平成 現在健康被害等の報告はございませんが、 社か

カテゴリ「その他」の検索結果は 31 件です。

検索

31件中 1～10表示中

商品名 ペットフード
連絡先
対応方法 回収
対応開始日
商品名・規格

有識者から頂いた主なご意見

- ペットフード安全法はうまく機能しており、問題はないが、今後も法令遵守の徹底を図る必要がある。
(動物病院A)

- 業界内でも負担は増したが、ペットフードの安全確保に対する意識が高まった。
(製造業者A)

- 飼い主は、安全が確保されたペットフードに安心感を持つようになった。
(動物病院B)

- 飼い主や事業者に対する安全性情報の周知方法について、さらなる工夫が必要ではないか。
(製造業者B)

- 特に中小事業者等を対象にした説明会等の普及啓発活動が必要ではないか。
(動物病院C)

- 今後、ペットフードでもHACCP(製造工程管理の高度化)の導入等を考えていく必要があるのではないか。
(大学関係者)

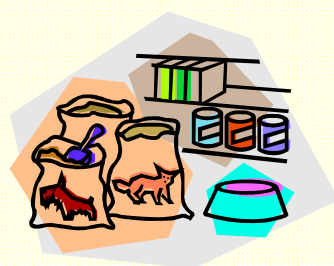


ペットフードの安全確保のために

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (ペットフード安全法) の目的

この法律は、愛玩動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基準の設定等を行うことにより、愛玩動物用飼料の製造、輸入及び販売を規制することとしています。このような規制措置により、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的にしています。

ペットフード安全法の概要



○対象となるペットフード

総合栄養食、一般食のほか、おやつやスナック、ガム、サプリメント、ミネラルウォーターなど犬・猫が食べるもので、動物用医薬品等以外のもの
(動物用医薬品等は薬事法によって規制されますので、本法の対象外です。)

○ペットフードの基準・規格の設定

国はペットフードの製造方法及び表示の基準、成分の規格を定めることができ、その基準・規格に合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止

○有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止

有害な物質を含むペットフード等の製造、輸入又は販売を禁止

○ペットフードの廃棄等の命令

国は、基準・規格に合わない、あるいは有害な物質を含むペットフードが販売等された場合、事業者に対してそのペットフードの廃棄、回収等を命令

○製造業者等の届出

ペットフードの輸入業者又は製造業者に、氏名、事業場の名称等の届出を義務化

○帳簿の備付け

ペットフードの輸入業者、製造業者又は販売業者(小売の場合は除く。)に、販売等をしたペットフードの名称、数量等を帳簿に記載することを義務化

○報告徴収、立入検査等

国と(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)は、ペットフードの輸入業者、製造業者、販売業者等に対して、報告徴収及び立入検査等を実施

規制のポイント

届出

- ◆ 法人、個人を問わず、ペットフードの輸入又は製造を行う事業者は、それらの行為を行う前に届出が必要となります。
- ◆ 届出は、主たる事務所(本社等)が所在する都道府県の農林水産省地方農政局等(一覧参照)に行ってください。
- ◆ なお、届出事項に変更を生じた場合や事業を廃止・承継した場合にも、速やかに届出を行ってください。

届出に必要な書類

- 届出書(正本と写し1通ずつ、控えが必要な場合はさらに写し1通)
- 事業者が実在することを証明する書面(登録簿謄本など)



※詳細は農林水産省等のホームページに掲載しております。
届出書の様式もダウンロードすることができます。

帳簿の備付け

- ◆ ペットフードの輸入、製造又は卸売を行う事業者は、輸入、製造及び販売したペットフードの名称、数量などを帳簿に記載、あるいはコンピュータで記録し、2年間保存する必要があります。

帳簿の記載が必要な場合と記載事項



ペットフードを輸入した場合

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ○ペットフードの名称・数量 | ○ペットフードの荷姿 |
| ○輸入年月日 | ○ペットフードの製造国名、製造業者の名称、 |
| ○輸入先国名、輸入相手方の名称 | 原材料の名称 |

ペットフードを製造した場合

- | | |
|---------------|---------------------|
| ○ペットフードの名称・数量 | ○原材料の名称・数量 |
| ○製造年月日 | ○原材料の譲受けの年月日、相手方の名称 |

ペットフードを事業者に販売した場合

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○ペットフードの名称・数量 | ○ペットフードの譲渡しの年月日 |
| ○相手方の名称 | ○ペットフードの荷姿 |

立入検査

- ◆ 国及びFAMICが輸入業者、製造業者、販売業者等に対して行い、原則として無通告で実施します。
- ◆ 帳簿の備付けの状況、輸入・製造されたペットフードが基準・規格に適合していることなどを確認します。
- ◆ 製品を分析するため、集取する場合があります。

ペットフードの表示

- ◆ ペットフードの**名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名**について、日本語で表示することが義務付けられています。

<表示例>



①名称

ペットフードの商品名をいうが、犬用又は猫用であることがわかるように記載
※商品名からは犬用か猫用かわかりにくい場合、商品名にその旨を併記するか、一括表示欄などに、例えば「成犬用総合栄養食」のように犬用か猫用かわかるような記載をすることも可能

■成犬用総合栄養食

■内容量: 10kg

■与え方: 成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。

■成分: 粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下

■原材料名: 穀類(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、野菜類(ほうれん草、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)

■原産国名: 日本

■製造者: ABCペットフード株式会社 〒100-0000 東京都千代田区〇〇町1-2-3

■賞味期限: 袋の底に年月で印字 (最初の4ケタが西暦年、次の2ケタが月)

③原材料名

原則として、使用した原材料(添加物を含む)をすべて記載

④原産国名

最終加工工程を完了した国

⑤事業者名及び住所

事業者名は、事業者の種別(製造者、輸入者又は販売者)と名称を表示

②賞味期限

年月日又は年月により表示
例: 2010 08

《ペットフード安全法以外の法令確認》

ペットフード中に含まれる成分やラベルの表示などによっては、薬事法に抵触する場合があります。

表示された効能効果、用法用量等から、そのペットフードが動物用医薬品等として薬事法の適用を受けるかどうかの判断については、下記ホームページに掲載している通知等をご覧ください。

◇ 農林水産省

(http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000836.html)

◇ ペットフード公正取引協議会

(<http://www.pffta.org/hyouji/guidelines.html>)

ペットフードの安全基準

◆ペットフードの安全を確保するため、科学的知見等を踏まえ、以下の安全基準が設定されました。

成分規格

これらの物質は、それぞれの上限值を超えてペットフードに含まれてはいけません。

分 類	物質等	上限値 (μg/g)
かび毒	アフラトキシンB ₁	0.02
	デオキシニバレノール	2 (犬用), 1 (猫用)
重金属等	カドミウム	1
	鉛	3
	砒素	15
有機塩素系化合物	BHC	0.01 (α-BHC、β-BHC、γ-BHC 及び δ-BHCの合計量)
	DDT	0.1 (DDD及びDDEを含む。)
	アルドリン・ディルドリン	0.01 (合計量)
	エンドリン	0.01
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01 (合計量)
農薬	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
	グリホサート	15
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150 (合計量) 犬用にあっては、エトキシキン 75μg/g以下

製造方法基準

ペットフードの製造に当たっては、以下の基準を満たす必要があります。

分 類	物質等	基 準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない

【安全基準の見直し】

◆今後も、科学的知見の収集に努め、必要に応じて対象物質の追加や基準値の見直しなどを行っていくこととしております。

ペットフード安全法の あらまし



- I 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律とは・・・3**
 - 1 ペットフードの安全確保の体制・・・3**
 - 2 基準・規格の設定・・・6**
 - 3 事業者の届出と帳簿の備え付け・・・8**
 - 4 立入検査と罰則・・・9**
- II ペットフードの与え方と取扱い・・・10**
 - 1 市販のペットフードの選び方・・・10**
 - 2 ペットフードの取扱方法・・・10**
 - 3 ペットフードを与えるときに注意すること・・・11**

ペットフード安全法の制定までのあゆみ

近年、ペットは家族の一員として飼われ、多くの飼い主が市販のペットフードを与えています。そんな中、平成 19 年の春に、有害物質（メラミン）が混入した原料を用いて製造されたペットフードにより、米国で犬・猫の大規模な健康被害が発生しました。

問題のペットフードは日本にも輸入されていましたが、販売業者の自主回収により、健康被害の発生は、幸いにも回避することができました。

以前より、業界団体も自主的にペットフードの安全を守る取り組みを続けてきましたが、この問題を契機に、国内で販売されるペットフードそのものを規制する法律がないことへの不安が高まりました。

そこで誕生したのがペットフード安全法です。平成 21 年 6 月 1 日に、環境省と農林水産省共管のもと、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（通称：ペットフード安全法）」として施行され、その後も安全性に関する基準・規格等の検討が続けられています。

I

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律とは

1 ペットフードの安全確保の体制

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（通称：ペットフード安全法）は、国（環境省および農林水産省）と事業者が、それぞれ定められた役割を果たすことで、国内で流通するペットフードの安全が守られる仕組みとなっています。

国は安全なペットフードのために守るべき基準・規格などを定め、事業者はそれを遵守して製造・輸入・販売を行います。事業者は、その記録を帳簿に記載することが義務付けられています（小売は除く）。

ペットの健康被害を防止する必要が認められたとき、国は対象となるペットフードの廃棄・回収等の命令を行うことができます。このような場合に備えて、国はあらかじめ事業者の把握が必要となるため、特にペットフードの供給元となる製造・輸入業者に対し届出の義務を課しています。

また国は事業者の取り組み状況を確認するため立入検査を実施します。検査結果は環境省又は農林水産省のホームページなどで公表されます。このほかに事業者に対して製造・品質管理の指導や助言を行ったり、関係機関や団体との連携などによって、安全確保の体制を構築しています。



note

法律の対象となるペットフード

法律の対象となるのは、犬と猫のペットフードです。

薬事法で規制される“医薬品”、口に入れるが飲み込まない“おもちゃ”、香付けや遊具として使用される“またたび”、毛づくろいで飲み込んだ毛と一緒に吐き出されてしまう“猫草”などは法律の対象とはなりません。店内で飲食されるフードも対象外ですが、あらかじめ持ち帰り用に包装されたものは対象となります。

規制の対象となる例

- 総合栄養食（主食タイプ）
- 一般食（おかずタイプ）
- おやつ ● スナック ● ガム
- 生肉 ● サプリメント
- ミネラルウォーター

規制の対象とならない例

- ▲ 医薬品 ▲ おもちゃ
- ▲ ペットフードの容器
- ▲ またたび ▲ 猫草
- ▲ 店内で飲食されるフード
- ▲ 調査研究用のフード